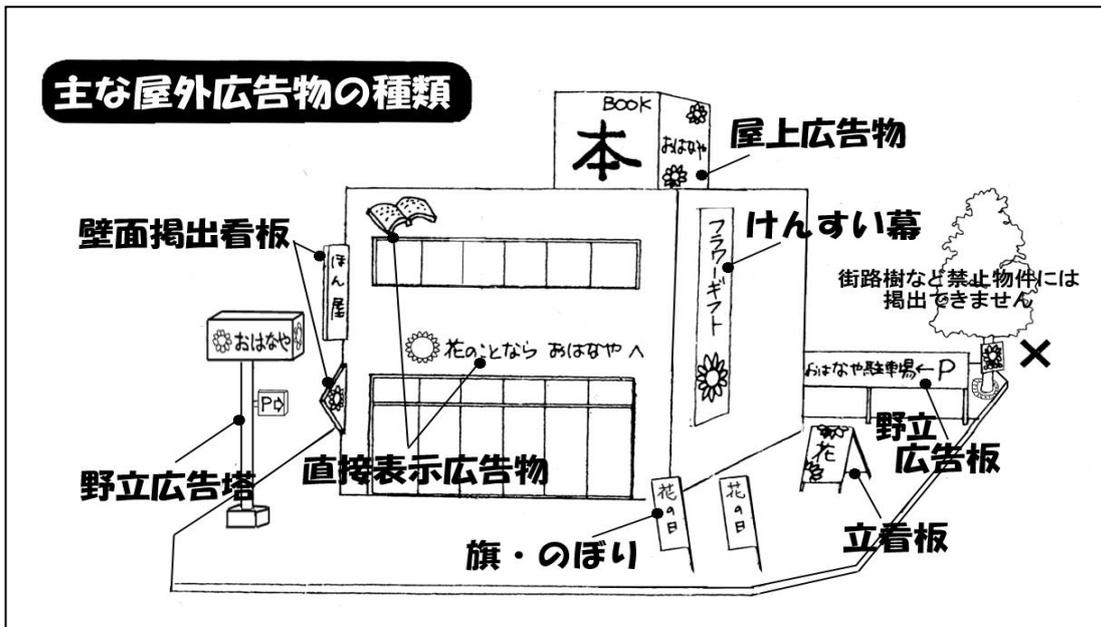


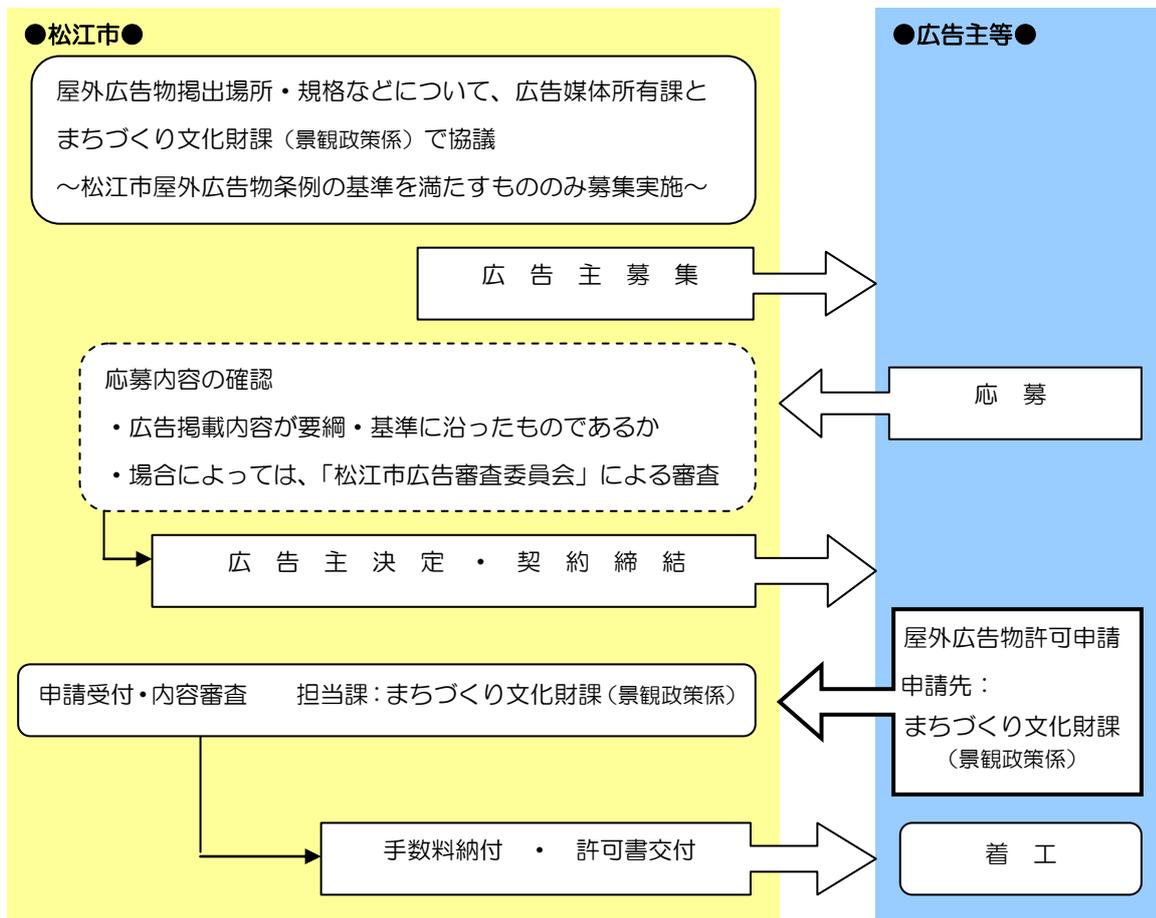
屋外広告物

市の広告媒体を活用して掲載する広告が屋外広告物法に規定する「屋外広告物」にあたる場合には、広告掲載要綱、広告掲載基準の遵守とあわせて、松江市屋外広告物条例により、着工前に同法に基づく許可を受けていただく必要があります。

1 主な屋外広告物の種類



2 松江市の広告事業における屋外広告物の許可申請時期



許可申請は、松江市屋外広告物条例に基づいて、松江市まちづくり文化財課（景観政策係）で受付けています。

許可基準などの詳細は、[松江市まちづくり文化財課のホームページ](#)をご覧ください。

なお、屋外広告業の登録制度、登録業者等については[島根県土木部都市計画課のホームページ](#)をご覧ください。

3 その他留意事項

- 許可申請に際し、別途手数料（下表参照）が必要となります。
- 広告物の表示、掲出物件の設置に関する工事を請負う業者は、事前に屋外広告業の登録が必要です。
- 広告物の種類、規模によってはその他法令による規制が伴います。

屋外広告物申請手数料一覧表

区分	規格	単位	手数料の額
貼紙		1 件につき 100 枚 までごとに	410 円
貼札		1 件につき 10 枚ま でごとに	410 円
旗及びのぼり		1 本	360 円
広告幕		1 張	620 円
広告板類及び 広告塔	1 m ² 未満	1 個	310 円
	1 m ² 以上 3 m ² 未満	1 個	780 円
	3 m ² 以上 10 m ² 未満	1 個	1,660 円
	10 m ² 以上 100 m ² 未満	1 個	1,660 円に 10 m ² を超える 10 m ² ま でごとに 1,090 円を加算した額
	100 m ² 以上	1 個	12,360 円
電柱、街灯柱等 の広告	巻付け	1 枚	310 円
	突出し	1 個	310 円
照明広告	3 m ² 未満	1 個	1,660 円
	3 m ² 以上 10 m ² 未満	1 個	2,810 円
	10 m ² 以上 100 m ² 未満	1 個	2,810 円に 10 m ² を超える 10 m ² ま でごとに、1,660 円を加算した額
	100 m ² 以上	1 個	19,140 円
気球広告		1 個	1,400 円

屋外広告物許可申請に関して不明な点は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

松江市 歴史まちづくり部 まちづくり文化財課（景観政策係）

TEL0852 - 55 - 5387 mail: machi-bun@city.matsue.lg.jp